

総合地球環境学研究所リサーチ・アシスタント規則

平成 14 年 9 月 9 日 制 定

規則第 62 号

令和 5 年 3 月 17 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人間文化研究機構リサーチ・アシスタント取扱規程第 8 条に基づき、総合地球環境学研究所が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院博士後期課程在学者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究能力の育成を図るための総合地球環境学研究所リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 RA の選考は、教員会議の議を経て、所長が行う。

2 RA 候補者を推薦できる者は、研究プロジェクト等の代表者とする。

3 RA の受入教員は、研究プロジェクト等の代表者又は総合地球環境学研究所プログラム－プロジェクト規則第 6 条第 6 項に規定するコアメンバーとする。

(時間給)

第 3 条 RA の時間給の額は、1,300 円とする。

(勤務時間)

第 4 条 RA の勤務時間は、通算 200 時間以上を標準とする。ただし、原則として週 20 時間を超えないものとする。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、RA の取扱いに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 9 月 9 日から施行し、平成 14 年 6 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 2 月 12 日から施行し、平成 19 年 11 月 19 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(継続採用者の時間給に関する経過措置)

第2条 第3条の規定にかかわらず、平成25年3月31日にRAとして在職する者のうち、平成25年4月1日に同一の職に採用される者の時間給の額は、平成13年3月26日付け12文科人第242号通知「非常勤職員の給与について」の定めにより得た額の範囲内の額とすることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月17日から施行し、令和4年11月8日から適用する。